

## 第2号議案 任期満了に伴う役員改選(案)について

定款に基づき任期満了に伴う役員改選を行う。

### 【定款】第5章 役員等 別紙

#### 【基本的考え方】

TPP11 や欧州 EPA の相次ぐ発効など、畜産をめぐる情勢は大きく変化しているが、これらに対する対応と、公益社団法人としての役割を十分に発揮できるようこれまでの役員体制を基本に、任期満了に伴う役員改選を行う。

任期は令和元年定時総会から令和3年定時総会までとする。

#### 1. 理事の構成団体及び人数は17名とする。

- ① 愛媛県農林水産部部長
- ② 愛媛県農業協同組合中央会会長
- ③ 全国農業協同組合連合会愛媛県本部運営委員会会長
- ④ 全国農業協同組合連合会愛媛県本部運営委員会副会長
- ⑤ 全国農業協同組合連合会愛媛県本部本部長
- ⑥ 愛媛県酪農業協同組合連合会代表理事会長
- ⑦ 愛媛県農業共済組合組合長理事
- ⑧ 愛媛県市長会会長
- ⑨ 愛媛県町村会会長
- ⑩ 西予市市長
- ⑪ 八幡浜地方家畜衛生推進協議会会長
- ⑫⑬⑭ 東予・中予・南予地域の農協の経営管理委員会会長もしくは組合長
- ⑮ 愛媛県信用農業協同組合連合経営管理委員会会長
- ⑯ 一般社団法人愛媛県配合飼料価格安定基金協会理事長
- ⑰ 会員以外の学識経験者等

#### 2. 監事の構成団体及び人数は3名とする。

- ① 全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部本部長
- ② 愛媛県獣医師会会長
- ③ 会員以外の税理士等会計監査事務に精通者等

## 【定款】第5章 役員等

### (役員を設置)

第23条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。また、必要があれば理事の中から常務理事1名を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会で別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。

6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び参与)

第29条 協会に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が理事会の決議を得て委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じるほか、協会の理事会に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問及び参与の人数、任期、解任、報酬等は理事会の決議により別に定める。